

議会運営委員会

期 間：平成21年7月23日～24日

訪問都市：兵庫県宝塚市、京都府福知山市

議会運営委員会(新田隆雄委員長)では、宝塚市議会と福知山市議会を訪れ、議会活性化の取組、議員提出の政策的条例案の提出、一括方式と一問一答方式の選択制、委員会の運営、議員同士の自由討議について視察しました。

宝塚市議会では、議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置し、各部門(議会基本条例に関すること、議会活性化に関すること、政治倫理・資産公開に関すること)ごとに分かれて、議会改革に取り組まれています。

一般質問では、一括方式と一問一答方式の選択制を採用されていますが、ほとんどの議員が一問一答方式を選択しているとのことでした。また、質問者も非常に多く、本年6月定例会では、正

副議長を除く23名中20名が一般質問を行ったようです。

さらに、本市議会では、議員からの政策的条例案の提出も活発で、平成11年から現在までに約30件もの議案が提出されていることにも目を見張りました。

その他、議員一人1台のパソコン配置によりペーパーレス化を図り、正副議長選挙では立候補制を採用しているとのことでした。



宝塚市議会

福知山市議会では、平成18年12月定例会から一括方式と一問一答方式の選択制を採用していますが、本市議会においても、ほとんどの議員が一問一答方式を選択しているとのことでした。また、質問者も非常に多く、本年6月定例会では、正副議長を除く30名中17名が一般質問を行ったようです。

さらに、次期改選(平成23年4月)での議員定数を検討するに当たり、市民アンケートを実施し、議員定数や議会・議員活動の貴重な資料と活用されるなど、議会内の議論にとどまらず、市民の意見を直接聞かれたとのことでした。



福知山市議会

## PA連携(消防車の救急支援活動) 消防車と救急車が連携して 救急活動を行います

消防局では、早期に傷病者に対する適切な救急活動を行うため、救急隊だけでは対応が困難な事態に備え、ポンプ車(消防隊等)を出动させ連携して救急活動を行っています。

【PA連携とは】消防車(Pumper)と救急車(Ambulance)が連携して救急活動を行うことから双方の頭文字から「PA」と名前をつけたものです。

### ■消防車がPA連携で出动する場合は

- ・心肺停止(CPA)が予想される場合
- ・高速道路、自動車専用道路、主要幹線道路等交通量の激しい場所での交通事故等で傷病者や救急隊員の安全を確保する必要がある場合

- ・千光寺山手地区(尾道西消防署管内)の救急事案の場合
- ・傷病者が重症であり、救急隊員(3人)のみでは迅速に対応できない場合
- ・近くの救急車が別の所へ出勤中ですぐに到着できないとき、消防車が出动して救急車が到着するまでの間、心肺蘇生などの応急処置を行う必要がある場合
- ・階段や通路などが狭く、傷病者の搬送が困難な場合
- ・ドクターヘリや防災ヘリ要請時

### ■サイレンの音について

- ・火災のときは「ウー・カン・カン・カン」
- ・火災以外のときは「ウー・ウー」



このため、「救急車を呼んだのに、消防車が来た。」など、消防車がサイレンを鳴らして救急現場に出勤する場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 消防局警防課(☎0848-55-9122)

## 口座振替で全期分を一括口座振替している皆さんへ

市県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税の全期分を一括納付した場合に交付していた前納報奨金制度は、平成22年度より廃止します。

これに伴い、市県民税や固定資産税・都市計画税の納付に口座振替による全期前納(一括納付)をご利用いただいている皆さんには、前月(10月)に、平成22年度以降の口座振替方法について確認する文書を送付しています。

提出期限日<11月30日(月)>までに、次の要領で口座振替方法をお知らせください。

①今までどおり「全期分を一括口座振替」を希望する人は、送付している「前納報奨金制度廃止に伴う口座振替方法の確認書」に記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

提出期限 11月30日(月)

※ご返送のない場合は、「各納期ごと口座振替」に変更させていただきますので、ご了承ください。

②「各納期ごと口座振替」に変更を希望する人は、提出の必要はありません。

問い合わせ先 収納課収納管理係(☎0848-25-7172)

平成22年度から  
認可保育所(園)・認定こども園(長時間保育)

## 保育料を統一します

2市3町の合併時に、「保育事業は原則として尾道市の制度に統一するものとするが、合併の日の属する年度及びこれに続く4年度を目途に現行のとおりとする」との取り決めにより、平成22年3月31日までは、特例により、合併前の市町の保育料徴収基準額により保育料を徴収しています。

平成22年4月以降は「保育料徴収基準額表」を統一し、市内のどこに住居しても同一保育料になります。

保育所入所(園)を希望する人は、来年度の参考にしてください。

※ただし、国の動向により基準額表を改正する場合があります。(新年度保育所入所募集は広報おのみち12月号に掲載予定)

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848-25-7114)

因島福祉課(☎0845-26-6210)



11月7日、尾道市立浦崎認定こども園の新園舎が完成し落成式を行いました。

### 年末保育の利用案内

保護者の就労状態の多様化に伴う勤務等や疾病・冠婚葬祭等により、年末に家庭での保育が困難な場合の児童の保育を行います。

実施保育所 のぞみが丘保育所(☎0848-23-6302)

対象 ①市内の公立保育所、認定こども園長時間保育在園児  
②市内在住で利用日において満1歳以上の児童で保育園や幼稚園等に通っていない児童

### 平成22年度「保育料徴収基準額表」

階層	定義	4月1日年齢 徴収基準額(月額)	
		3歳未満 円	3歳以上 円
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	5,800	4,200
C1	市民税のうち均等割のみ	12,800	10,000
C2	所得割額が4,000円未満	15,200	12,000
C3	所得割額が4,000円以上	17,000	13,800
D1	所得税額が1,500円未満	19,000	15,400
D2	1,500円以上8,500円未満	20,600	17,000
D3	8,500円以上15,000円未満	23,600	20,200
D4	15,000円以上25,000円未満	28,600	25,000
D5	25,000円以上40,000円未満	33,000	30,000
D6	40,000円以上55,400円未満	38,100	31,600
D7	55,400円以上71,100円未満	41,200	32,400
D8	71,100円以上89,500円未満	48,000	33,000
D9	89,500円以上103,000円未満	50,400	33,000
D10	103,000円以上141,300円未満	55,600	33,400
D11	141,300円以上198,700円未満	57,100	33,400
D12	198,700円以上265,000円未満	57,600	33,800
D13	265,000円以上413,000円未満	58,100	33,800
D14	413,000円以上	61,000	34,000

保育期間 12月29日(火)・30日(水)7:30~18:00

※どちらか1日のみの利用も可

利用料金 3歳未満:1日2,000円、3歳以上:1日1,700円

定員 各日20人程度

申込期間 12月1日(火)~9日(水)

申込先 ①は通っている保育所、認定こども園

②は子育て支援課またはのぞみが丘保育所

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848-25-7114)

## 国民年金任意加入制度や 付加年金をご存知ですか

### ■国民年金任意加入制度

老齢基礎年金を受けるには、厚生年金や共済年金の加入期間、国民年金の保険料を納めた期間や免除を受けた期間、第3号被保険者期間や合算対象期間を合わせて25年以上の受給資格期間が必要です。この受給資格期間が不足している人や年金額が満額にならない60歳以上65歳未満の人は、国民年金に任意加入することができます。

昭和40年4月1日以前生まれで、65歳に達しても受給資格期間が不足している人は、さらに70歳まで(ただし受給資格期間を満たすまで)任意加入することができます。なお、現在老齢基礎年金を受けている人や厚生年金・共済組合に加入している人は任意加入できません。

また、日本国内に住所がない20歳以上65歳未満の日本人、60歳未満の被用者年金制度の老齢年金を受けている人の任意加入など、詳しくはお問い合わせください。  
※第3号被保険者:厚生年金(共済年金)被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人(サラリーマンの妻など)

※合算対象期間:専業主婦などの被扶養配偶者で昭和

61年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間、学生で平成3年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間、海外在住で国民年金に任意加入しなかった期間など

手続きに必要なもの 年金手帳/預金通帳と口座届出印(保険料の支払いは原則口座振替)/年金加入期間確認通知書(共済組合に加入していた期間がある人)/年金加入履歴(ねんきん特別便またはねんきん定期便等で、本人および配偶者の年金加入履歴が分かるものをお持ちの人)/合算対象期間が必要な人はその期間を証明する書類が別途必要

### ■付加年金

付加年金は、国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者のための制度です。定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることにより、納めた月数に応じた付加年金が老齢基礎年金に加算されます。なお、国民年金基金に加入中の人や国民年金保険料の免除適用を受けている人は、付加保険料を納めることはできません。

### 付加年金額(年額)

200円×付加保険料を納めた月数

※付加保険料を納めるには、付加年金の加入手続きが必要です。

手続きに必要なもの 年金手帳

問い合わせ先 保険年金課年金係(☎0848-25-7107)